

令和 5年 1月26日

定期監査報告書

大郷町監査委員 雫石 顕

大郷町監査委員 佐藤 千加雄

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合意により、同条第9項の規定するその結果を次のとおり報告する。

2. 監査の期間

令和 5年 1月18日(水) ～ 19日(木) 2日間

3. 監査の内容

- ・収納状況(滞納繰越分含む)について
- ・令和3年度繰越明許費における各種工事関係について
- ・事務事業等における研修並びにマニュアル(各種規程の整備など)について

4. 監査対象課及び主な監査事項

○収納状況について

対象課	主な監査事項
税務課	町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
地域整備課	町営住宅使用料・特定公共賃貸住宅使用料・水道料金・下水道使用料・農集排事業使用料・戸別合併処理浄化槽事業使用料
保健福祉課	災害援護資金
学校教育課	奨学資金

○令和3年度繰越明許費における各種工事関係について

対象課	主な監査事項
農政商工課	物産館外トイレ改修事業、大窪城址公園歩道修繕事業
地域整備課	道路補修事業、道路新設改良事業、中粕川地区宅地嵩上げ事業、河川緊急浚渫事業、町営住宅改修事業、災害公営住宅建設事業、中粕川地区宅地嵩上げ事業、地域活性化拠点整備事業、中粕川地区防災拠点整備事業、公共土木施設災害復旧事業、農業施設災害復旧事業、公共施設災害復旧事業、町営住宅災害復旧事業、粕川地区(農集排)マンホールポンプ非常通報装置修繕事業、合併処理浄化槽修繕並びに災害復旧事業
復興推進課	中粕川地区宅地嵩上げ事業、中粕川地区防災拠点整備事業
社会教育課	文化会館電動椅子修繕事業

○事務事業等における研修並びにマニュアル(各種規程の整備など)について

対 象 課 : 総務課

主な監査事項 : 研修の実施、引継ぎ、事務事業等におけるマニュアル整備、職員の人事配置、職員の処分、文書取扱規程について

5. 監査の着眼点

地方自治法第 199 条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ効率的、合理的に努められているか慎重に考察した。

(1) 調定事務の状況について

ア. 調定事務は適正に事務処理されているか。

(2) 徴収事務について

ア. 未収金等に対する対策は適正になされているか。

(3) 現金取扱事務について

ア. 適切に出納事務が行われているか。

(4) 滞納整理事務について

ア. 督促、催告及び事項中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

イ. 滞納整理について努力がなされているか。

(5) 工事関係事務について

ア. 適切な積算に基づき決定権者により契約の意思決定がなされ、適切に業務が履行されているか。

(6) 会計事務について

ア. 適切に支払事務がされているか。

(7) 事務事業等マニュアル整備について

ア. 業務が適正かつ適切に行われているかチェックするルールや仕組みは徹底されているか。

イ. 情報の整備、伝達、引継ぎは徹底されているか。

(8) 職員の勤務体制について

ア. 人員の配置は検討がなされているか。

イ. 組織として職員を統制する環境整備がなされているか。

6. 監査の結果

令和4年4月から令和4年12月に至る歳入予算の収納事務及び繰越事業事務の執行の事実が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定並びに地方自治法施行令第140の6の趣旨に沿って行われているか、合規性、正確性のほか経済性、効率性を重視し、また、適正に行われていない事務の再発防止を図るため、事務事業におけるルールの周知方法の徹底、チェック体制、職員への研修、人員の配置、処分等について、組織運営の合理化に必要不可欠であると考えられるために意を用いて行った。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、概ね適正に執行されているものと認められた。今後とも適正な事務処理に努められたい。

なお、今後の更なる事務事業等の改善に資するため下記のとおり意見を付する。

○ 収納状況(滞納繰越分含む)について

各課それぞれの業務において、昨年以上の努力が認められた。今後も課を超えた横断的な徴収対策の強化を望む。

[税務課]

町税(保険料含む)等収入未済を解消する努力は認められたが、収入未済額の減少までには至っていない現状もある。引き続き適切な徴収対策を講じ、税収の確保を図られたい。

[地域整備課]

町営住宅使用料等については、引き続き適切な徴収事務に努められたい。

また、上下水道使用料等の滞納処理については、滞納の増とにならないように引き続き適切な徴収対策に努められたい。

〔保健福祉課〕

災害援護資金の貸与に係る償還において、昨年同様の収入未済がみられた。さらなる収納対策の強化に努められたい。

〔学校教育課〕

奨学資金の貸与に係る償還事務について、収入未済があるものの大幅に改善されている。引き続き事務処理の徹底に努められたい。

○令和3年度繰越明許費における各種工事関係について

・工事関係事務について

各種事業において、概ね適切な事務の遂行が認められたが、契約業者との信頼関係が損なわれないよう、設計変更に伴う協議や検査結果通知書等の早期書類提出に努められたい。

・会計事務について

概ね適切に支払事務がされていたが、早期に支払いができるように関係課と連携を密にし、事務対応を図られたい。

○事務事業等における研修並びにマニュアル(各種規程の整備など)について

- ・ 一般、職種別、管理職研修の充実を図り、事務事業の効率向上を図られたい。
- ・ 事務の不適切処理も見受けられるため、全職員に対し、統一した指導に基づく周知徹底の工夫もすべきである。(情報の共有化)
- ・ 各課職員配置について、人員配置を精査、把握するとともに業務量に応じた配置も検討されたい。